

裁 決 書

審査請求人

代 理 人

処 分 庁 名護市福祉事務所長



審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。)が平成31年3月11日付けで提起した処分庁 名護市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護変更決定処分 (平成30年3月23日付け名福生第52号。以下「本件加算削除処分」という。) 及び令和元年5月18日付けで提訴した処分庁による生活保護費返還決定処分 (平成31年3月11日付け名福生第63号。以下「本件返還決定処分」という。) に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件加算削除処分及び本件返還決定処分をいずれも取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張  
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張  
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について  
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件加算処分に係る審査請求は適法か否かについて

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という）第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とある。

このことについて、請求人は、本件加算削除処分に係る審査請求書で、請求人は重度の認知症であり、保護変更決定通知書を受領し、読んで理解する能力はない旨主張している。当該主張について、請求人が提出した審査請求添付資料を検証すると、平成25年8月14日診断書（同資料7）において①の(1)主たる精神障害 血管性認知症、⑤の「疎通がほぼとれない。」との医師の診断、平成27年7月29日診断書（同資料8）において①の(1)主たる精神障害 血管性認知症、⑤の「表情なく会話ほとんどない。」との医師の診断であることが認められる。平成30年12月19日診断書（同資料15）においても、アルツハイマー型認知症（平成21年6月診断）、所見「痛みがあるか？」などの問いかけに返答することは可能ですが難しい話はできない状態です。」との医師の診断であることが認められる。

上記から、請求人の病状は、精神障害者保健福祉手帳（以下「精福手帳」という。）の期限切れの前後及び本件加算削除処分の前後において引き続きほぼ同様な病状（診断）であり、本件加算削除処分時において、本件加算削除処分の内容等を理解することは困難な状態にあったものと認められ、請求人が主張するとおり本件加算削除処分の通知書を受領し、読んで理解する能力はない状態にあったものと認められる。

請求人の当該主張は、本件加算削除処分後に行われた民法第7条の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として後見人が選任されたこととも矛盾しない。

以上のとおり請求人の当該主張は正当であると認められる。

- (2) 一方、処分庁は、請求人の姪の長男（以下「姪の長男」という。）に対し、精福手帳の更新を行わないことにより障害者加算削除となる旨の説明を行ったことから、姪の長男は、本件加算削除処分の直後には、本件加算削除処分があったことを知っていたものと推測できるが、姪の長男は、処分庁の依頼に基づいて従順的に事実上の手続等を行っていたものとみるべきであり、能動的に手続の可否を判断する立場にあったとみることはできず、姪の長男が「本件加算削除処分があったことを知った」ことをもって、法的効果として請求人が「本件加算削除処分があったことを知った」ことと同視することはできない。
- (3) 以上から請求人の「後見人が後見人としての職務を開始するのは後見開始審判の確定日からであるところ、同確定日は、平成31年2月14日であるから、請求人が本件決定のあったことを知った日は、早くともこの日である。」との主張は、行服法第18条第1項ただし書きの「正当な理由」に当たるものと認められる。
- (4) 以上のとおり、本件加算削除処分に係る審査請求は適法に提訴されたものと認められる。

3 本件加算削除処分に違法又は不当な点があるか否かについて

- (1) 請求人は、精福手帳の有効期限切れ後も請求人の障害の程度が障害者加算されるべき状態にあることを審査請求添付資料7から15までの証拠資料に基

づいて主張している。

請求人の病状が精福手帳の有効期限切れ前後においても引き続きほぼ同様な病状であったと認められることは、上記2の(1)のとおりである。

処分庁は、請求人の障害の程度を確認できる医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類がなかったことを主張するのみで、請求人の障害の程度が障害者加算されるべき状態にあったとする請求人の主張を否定又は反証していないことから、請求人は精福手帳の有効期限切れ後も引き続きほぼ同様な病状であったと認められることから、請求人は精福手帳の有効期限切れ後も障害者加算に該当する障害の程度にあったものと推認することができる。

- (2) 一方、処分庁は、請求人の精福手帳が有効期限切れとなったこと及び請求人の障害の程度を確認できる医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類がなかったことをもって本件加算削除処分の正当性を主張しているが、本件加算削除処分に至る過程において、処分庁は姪の長男に対し、請求人の精福手帳の有効期限切れの前に精福手帳の更新手続を行うよう依頼した形跡はない。

また、請求人の精福手帳は、平成29年8月31日に有効期限切れとなったにもかかわらず、6か月余も経過した平成30年3月22日に姪の長男へ電話し、精福手帳が期限切れとなっている旨を説明し、更新手続を行うよう依頼したとしている。このことは、遅きに失した対応であり、請求人の精福手帳の期限切れを見逃ごしていたものといわざるを得ず、この処分庁の精福手帳の期限切れに係る事前の対応は説明責任を果たしていない適切さを欠いたものといわざるを得ない。

- (3) さらに、請求人は平成25年8月14日診断書、平成27年7月29日診断書、平成30年12月19日診断書のほか、平成28年3月1日付け訪問看護指示書、平成28年9月1日付け訪問看護指示書、平成29年3月1日付け訪問看護指示書、平成29年9月1日付け訪問看護指示書、平成30年2月28日付け訪問看護指示書及び平成30年9月1日付け訪問看護指示書（審査請求添付資料9から14）により継続して医師の指示に基づく訪問看護を受けていることから、数年にわたって、医師による診断・病状把握等を受けていたと認められ、処分庁は請求人の障害の程度を確認できる医師の診断書を取得できる状況にあったと認められる。

したがって、処分庁は請求人の精福手帳が有効期限切れとなった後においても、請求人の障害の程度を確認できる医師の診断書の取得を姪の長男に依頼し、取得することができたものと認められる。

このように、精福手帳の期限切れ後の処分庁の対応は、事前の対応と同様に説明責任を果たしていない適切さを欠いたものといわざるを得ない。

- (4) 処分庁は、姪の長男の承諾を得て本件加算処分を行ったと主張するが、姪の長男は処分庁の依頼に基づいて従順的に事実上の手続等を行っていたもののみるべきであり、能動的に手続の可否を判断する立場にはなく、姪の長男の承諾行為をもって上記適切を欠いた対応を法的に追認する効果を付与するものとみることができない。
- (5) 以上のとおり、処分庁の精福手帳の期限切れに係る事前の対応及び事後の対応は、いずれも適切を欠いたものであり、当該適切を欠いた事前・事後の対応に基づいて行われた本件加算削除処分は不当であると認められる。
- 4 本件返還決定処分について  
本件返還決定処分は、本件加算削除処分を前提として行われたものである。

上記3のとおり、本件加算削除処分は不当であることから、本件加算削除処分に基づく本件返還決定処分も不当であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件加算削除処分に係る審査請求及び本件返還決定処分に係る審査請求には理由があることから、行服法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年7月15日

審査庁 沖縄県知事 玉城康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。